名古屋市告示第355号

道路に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように 道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

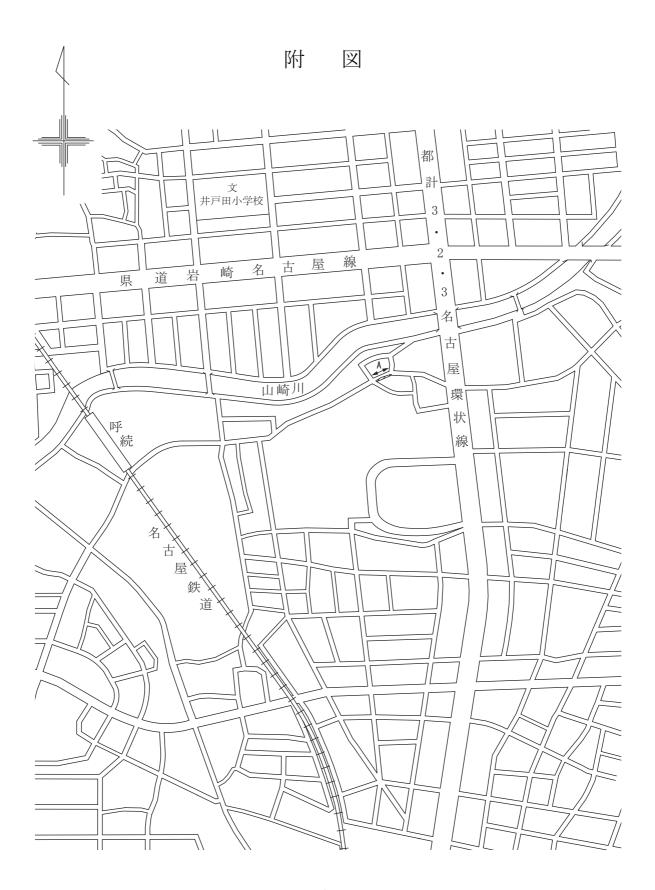
令和3年7月9日

名古屋市長 河 村 たかし

道路の区域変更

道路	整理		道	路	の	区	域		
の		路線名	区	間	変更の前	延長	幅員	摘	要
種類	符号				後別	キロメートル	メートル		
市道	Δ	水車町第1号線	名古屋市南区菊住一丁目 601番の1地先から		前	0.027	4. 24 ~ 5. 42	附	区
	A		名 古屋 市南[603番地先ま	区菊住一丁目 で	後	0.027	6. 66 ~ 7. 36		

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課



凡例

